



2023年3月31日

各 位

上場会社名 株式会社タチエス
代 表 者 代表取締役社長 山本 雄一郎
(コード番号 7239 東証プライム)
問 合 せ 先 総務部 総務課 (TEL 0428-33-1911)

株主総会決議を超過する社外取締役報酬の支払について

今般、社外取締役に支払った報酬が、株主総会決議によって定められている上限枠を超過していたことが判明しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株主総会決議による取締役報酬（金銭報酬）の上限枠

当社は2010年6月25日開催の第58回定時株主総会において、取締役の報酬額（ただし、使用人分給与は含まない。）を年額280,000千円以内（うち社外取締役は年額20,000千円以内）とする決議をいただいております。

2. 社外取締役に對して支払った報酬が株主総会決議による上限枠を超過していた事実

今般、当社は、2021年6月23日開催の取締役会における報酬決議が、上記1.の株主総会決議による社外取締役の報酬上限枠（年額20,000千円以内）を超過した内容であったことを把握しました。超過していた期間は、2021年7月から2022年6月迄であります。

当社が当該期間に支払った社外取締役の報酬総額20,940千円に対し、社外取締役の報酬の上限総額は、20,000千円であり、上限枠超過額は940千円であります。

当社が2021年7月から2022年6月までに支払った社外取締役の報酬は次のとおりであります。

該当期間	支給人員	支給額	上限枠	超過額
2021年7月から 2022年6月まで	3名	20,940千円	20,000千円	940千円
合 計	—	20,940千円	20,000千円	940千円

(注) 表示単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 今後の対応

2021年6月23日開催の取締役会における報酬決議のうち、社外取締役の報酬上限枠を超過する部分は無効であるため、社外取締役に對し超過部分について返還請求を行うこととし、当該社外取締役より同意を得ております。また、再発防止のための取締役報酬の決定プロセス及び上限枠の適正な金額設定について、今後検討してまいります。

以 上